

参考1

1月28日第28回企画部会配付資料

新たな基本計画における食料自給率目標について

平成17年1月28日

農林水産省

目 次

I 食料自給率の向上について

1. 新たな基本計画における食料自給率目標の全体像	1
2. 食料自給率向上に向けた取組の検証と課題	2
3. 食料消費面に関して重点的に取り組むべき事項と具体的な対応方向	4
4. 農業生産面に関して重点的に取り組むべき事項と具体的な対応方向	5
5. 主要品目ごとの生産面での課題	6
6. 関係者による取組の促進	7

II 自給率の種類と特徴について

III 食料供給力(自給力)について

1. 基本的な考え方	11
2. 農地	13
3. 農業の担い手	15
4. 農業技術	16

I 食料自給率の向上について

1. 新たな基本計画における食料自給率目標の全体像

- 新たな食料自給率目標の策定に当たっては、現行基本計画における食料自給率の向上に向けた取組の検証を踏まえつつ、食料消費、農業生産の両面にわたり課題を設定し、この課題を解決するために重点的に取り組むべき事項を明確化することが必要である。

基本計画

重点的に取り組むべき事項と対応方向
(4～5頁、参考資料1)

現行基本計画の検証(2～3頁)

食料自給率の向上に向けた取組の検証

消費・生産面における課題と目標の設定 (2～3、6頁、参考資料2)

○ 食料消費に関する課題の設定

→ 課題が解決した場合の望ましい食料消費の姿

○ 農業生産に関する課題の設定

→ 課題が解決した場合の生産努力目標

(消費面)

より分かりやすい、実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開

米を始めとした国産農産物の消費拡大の促進

国産品に対する消費者の信頼の確保

(生産面)

経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進

食品産業と農業の連携の強化

効率的な農地利用の推進

食料自給率目標の設定(8～10頁)

現行の基本計画では以下の目標を設定

- ・品目別食料自給率目標
- ・総合食料自給率目標
(参考 酒類を含む場合の総合食料自給率目標)
(参考 金額ベースの総合食料自給率目標)
- ・主食用穀物の自給率の目標
- ・飼料用を含む穀物全体の自給率の目標
- ・飼料自給率の目標

関係者による取組の促進(7頁)

基本計画と併せて各種の展望等を提示
(11～16頁)

- 農業経営の展望
- 農業構造の展望
- 研究・技術開発の展望
- 熱量効率を最大化した場合の国内農業生産による供給可能量

2. 食料自給率向上に向けた取組の検証と課題

- 食料消費及び農業生産ともに、基本計画策定時に考えられた課題の解決が十分に図られていないが、その要因としては、関係者の主体的かつ継続的な取組を喚起できず、結果として十分な取組がなされるに至らなかったことが考えられる。

基本計画策定時の考え方

消費面

【課題解決の道筋】

食生活の見直し等により

- ①適正な栄養バランスが実現し、
 - ②食品の廃棄や食べ残しが減少する
- ことで「望ましい食料消費の姿」が実現

【具体的な施策】

- ・食生活指針の普及啓発
- ・食料自給率、食生活に関する情報提供
- ・食品残さの発生の抑制、リサイクルの促進等

現状

- ・米の消費量が大幅に減少する一方、肉類、油脂類の消費量の増加傾向が継続
- ・栄養バランスも悪化

現状と課題

○食生活の見直し

「食生活指針」に基づき関係者が食生活改善に取り組む際の具体的な手法が示されていなかったこと等から、普及・定着に向けたこれまでの取組が、国民の食生活の見直しの具体的な行動に結び付いていない

☆【食生活指針の認知度】

19.8% (H9年) → 25.1% (H15年)

○国産農産物の消費拡大

国産農産物の消費拡大対策について、性別・世代別の消費動向やライフスタイルの変化などを十分に踏まえたものになっていない

☆【世帯主の世代別の米の購入量】

30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
(17.3kg/年)	(24.2kg/年)	(32.2kg/年)	(42.1kg/年)

○品質、安全性等についての情報提供

農産物の生産方法、品質、安全性等について十分な情報提供を行うことが消費者の商品選択に大きな影響を与える要素となってきたが、輸入品に比べて生産・流通過程が見えやすいという国産農産物の有利性は十分に活かされていない

☆【食品のトレーサビリティに資する生産情報公表JAS規格の制定】

(H15年) (H16年) (H17年)
牛肉 → 豚肉 → 農産物全体(予定)

基本計画策定時の考え方

生産面

【課題解決の道筋】

品目ごとの

- ①生産性や品質の向上などの課題が解決され、
 - ②消費者や実需者に国内産の農産物が選択される
- ことで「生産努力目標」が達成

【具体的な施策】

- ・消費者ニーズ等に対応した生産の推進
- ・食品産業と農業との連携強化
- ・小麦、大豆、飼料作物の生産の振興等

現状

- ・小麦、大豆等を除いて総じて生産は減少傾向にあり、22年度目標を下回る水準で推移
- ・小麦、大豆についても品質面では市場ニーズに対応できておらず、生産性の向上も遅れ

現状と課題

○消費者や実需者のニーズに対応した生産の推進

品質・価格・供給の安定といった面での消費者や実需者のニーズが生産者に十分伝わっておらず、また生産サイドにおいてもこうしたニーズを的確に把握し、生産性の向上、品質の改善や飼料作物生産における耕種農家と畜産農家との連携を図るなどの取組が不十分

☆【大豆の農産物検査成績(3等以下の比率)の推移】
20%(H8年) → 46%(H12年) → 56%(H15年)

☆【飼料作物の生産量】
394万TDNトン(H9年) → 352万TDNトン(H15年)

○加工・業務用需要への対応

食品産業のニーズに対応し得る生産供給体制の構築がなされていない。また、食品産業に対して国産農産物を使用するメリットを十分に説得的に提示できていない

☆【国内農産物の食品製造業への加工原材料仕向額】
3兆250億円(H7年) → 2兆9190億円(H12年)

○効率的な農地利用

農業従事者の減少・高齢化が進む中で、担い手の育成・確保が十分に進んでいないこと等により、効率的な農地利用が実現しておらず、逆に不付地・耕作放棄地が増加

☆【基幹的農業従事者数の推移】
240万人(H12年) → 226万人(H15年)

3. 食料消費面に関して重点的に取り組むべき事項と具体的な対応方向

- 新たな食料自給率目標の策定に当たっては、現行の目標の達成状況の検証と課題を踏まえつつ、今後、重点的に取り組むべき事項を明確化することが必要。
- また、施策の推進に当たっては、工程管理を適切に実施し、施策の評価を行い、翌年以降の施策の改善に反映させていくことが必要。
- 食料消費の面においては、より分かりやすい、実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開、米を始めとした国産農産物の消費拡大の促進、国産品に対する消費者の信頼の確保等に特に力をいれて対応していく必要がある。

重点的に取り組むべき事項

より分かりやすい、実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開

米を始めとした国産農産物の消費拡大の促進

国産品に対する消費者の信頼の確保

対応方向

- ・ 一層多くの国民が、自らの食生活を見直し、栄養バランスの改善等に向け具体的な行動を容易に起こすことができるように推進。
- ・ 日本版フードガイドの策定及びこれを活用したより分かりやすく実践的な食育の取組を国民的運動として展開するとともに、地産地消の取組を推進。
- ・ 米を中心に多様な副食品から構成され、栄養バランスの取れた「日本型食生活」の普及を推進する観点に立って、国産農産物の消費拡大の取組を推進。
- ・ 特に、国内で自給可能な農産物である米の消費拡大が図られるよう、米需要の実態やその変化に対応し、その取組対象の明確化・重点化や、新規需要の開拓等を推進。
- ・ 国産品が一層消費者から選択されるものとなるよう、生産者・事業者による食品の安全性向上に向けた取組の促進、食品表示やトレーサビリティ・システムを通じた国産農産物に関する情報提供を充実化。

4. 農業生産面に関して重点的に取り組むべき事項と具体的な対応方向

○ 農業生産面においては、経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進、食品産業と農業の連携の強化、効率的な農地利用の推進等に特に力をいれて対応していく必要がある。

重点的に取り組むべき事項

経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進

食品産業と農業の連携の強化

効率的な農地利用の推進

対応方向

- ・ 消費者・実需者ニーズに的確に対応した農業生産が行われるよう、経営感覚に優れた担い手の育成・確保に向けて各種施策を集中的・重点的に実施。

- ・ 担い手が、地産地消や消費者への直接販売への取組を含め、主体性と創意工夫を十分発揮できる環境を整備。

- ・ 加工・外食向けの農産物需要が今後とも増大することが見込まれる中で、食品産業によって国産農産物が選択されるよう、食品産業と農業を結びつけるコーディネーターの育成・確保や加工・外食用需要に対応した産地サイドの取組の推進等を通じて、食品産業と農業の連携を促進。

- ・ 農業生産にとって最も基礎的な資源である農地が最大限に利用され、国内農業生産が増大するよう、担い手への農地の利用集積や新規参入の促進、農業生産基盤の整備等を通じて、農地の効率的な利用、不作付地・耕作放棄地の解消等に向けた取組を促進。

5. 主要品目ごとの生産面での課題

○ 各品目毎に生産面で取り組むべき課題を一層明確化し、消費者、実需者ニーズに即した農業生産を推進することが必要。

品目	課題	対応方向
米	○担い手(集落営農を含む(注))が大宗を占める水田農業構造の確立 ○消費者の多様なニーズや外食・中食等の求めに対応できる生産・流通体制の確立 ○生産規模の拡大、低コスト技術体系の導入・定着等による収益性の向上	・地域水田農業ビジョンの確立等を通じた担い手への農地利用の集積や集落営農の組織化の推進 ・新形質米品種の開発・導入、環境保全型農業の推進 ・外食・中食等のニーズに対応したきめ細かな品質管理、仕分け保管・出荷を可能とする産地体制の整備の推進 ・水稻直播等による低コスト水田営農体系の確立
麦類	○実需者ニーズ、産地の条件に応じた生産の推進 ○実需者ニーズの的確な伝達、新品種の育成・導入等による品質向上 ○生産規模の拡大、新品種の育成・導入等による生産コストの低減	・民間流通制度の見直し等による実需者ニーズに応じた良品質麦の計画的な生産 ・品質に重点を置いたランク区分の設定等による麦種・用途に応じた生産の誘導 ・実需者を交えた新品種の育成・導入及び品質仕分出荷の推進 ・担い手への生産の集積や生産の組織化等による生産規模の拡大、早生多収品種の育成・導入等による単収の向上・安定化
大豆	○実需者ニーズに対応した品質・量の安定化 ○生産規模の拡大、新品種の育成・導入等による生産コストの低減	・産地の気象条件・土壌条件に応じた生産安定化技術の確立・普及による安定生産の実現 ・契約栽培取引や流通制度の改善等により、実需者ニーズを的確に反映した生産を推進 ・担い手への集積、省力化技術の確立等による低コスト生産を推進 ・育成段階からの実需者評価による加工適性・機械化適性の高い品種の育成・導入の加速化
畜産物	○品目の特性に応じた経営体質の強化と業務用、加工用需要や輸入品との競合に対応した生産・供給体制の確立 ○転作田、低・未利用地等を活用した飼料作物の生産拡大と生産コストの低減	・新規就農の促進及び離農跡地の円滑な経営継承の推進 ・生クリーム、チーズ等向けの生乳の供給拡大、高付加価値化 ・耕畜連携による稲発酵粗飼料(WCS)等の生産拡大と国産稲わらの利用拡大 ・耕作放棄地、野草地等での放牧の推進

(注) 経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが見込まれる集落営農

6. 関係者による取組の促進

- 食料自給率の向上に向けて、食料消費面及び農業生産面に関して重点的に取り組んでいく際には、国のみならず、地方公共団体、農業者、農業団体、食品産業、消費者といった関係者も主体的に取り組む必要があり、基本計画ではそれぞれの関係者の取り組むべき事項を提示することが適当である。
- また、地域の農業生産が食生活について国民の一人一人が身近な問題として考える契機を提供するよう、都道府県別、市町村別の自給率を算定することを促進すること考えられる。

関係者の取組事例

青森県鶴田町(「朝ごはん条例」の制定)

ごはんを中心とした食生活の改善、早寝、早起き運動の推進、安全で安心な農産物の供給等を内容とする「朝ごはん運動」を町民、町、関係機関が一体となって進めるための「朝ごはん条例」を制定(16年)。

山形県藤島町(地産地消の推進)

ふれあい食センター「サンサン」を設置し、町内の小中学校、児童館、障害者施設に給食を提供。17%だった町内産野菜の給食に占める割合が53%に向上。週4回の米飯学校給食は全て町内産。みそ、豆腐、納豆などの大豆加工品も100%町内産を使用。給食の残飯は、全量が卵を供給している生産者グループに引き取られる。

香川県綾南町(食育の実践)

綾南町の滝宮小学校では、年5回、5、6年生を対象に献立、調理等の全てを子どもだけである「弁当の日」を設けている。このほか、家庭科では、家庭や地域に古くから伝わる料理を子ども達が調べ学習を行い、一人一人が料理実習する等の取組を実施するなど「食」を核とした「生きる力」づくりを実践。

都道府県別食料自給率(単位:%)

	カロリーベース (平成15年度)	金額ベース (平成14年度)
北海道	192	177
青森	85	190
岩手	86	179
宮城	65	107
秋田	167	147
山形	131	161
福島	79	118
茨城	72	122
栃木	76	117
群馬	35	94
埼玉	12	23
千葉	30	75
東京	1	6
神奈川	3	12
山梨	21	99
長野	53	124
静岡	18	54

	カロリーベース (平成15年度)	金額ベース (平成14年度)
新潟	99	121
富山	77	74
石川	50	67
福井	67	64
岐阜	27	47
愛知	14	37
三重	42	84
滋賀	51	44
京都	13	23
大阪	2	7
兵庫	17	41
奈良	15	30
和歌山	31	101
鳥取	61	117
島根	63	109
岡山	41	69
広島	25	39

	カロリーベース (平成15年度)	金額ベース (平成14年度)
山口	34	60
徳島	48	138
香川	39	100
愛媛	42	132
高知	48	144
福岡	22	42
佐賀	95	147
長崎	43	127
熊本	63	153
大分	55	130
宮崎	62	241
鹿児島	80	203
沖縄	32	54

Ⅱ 自給率の種類と特徴について

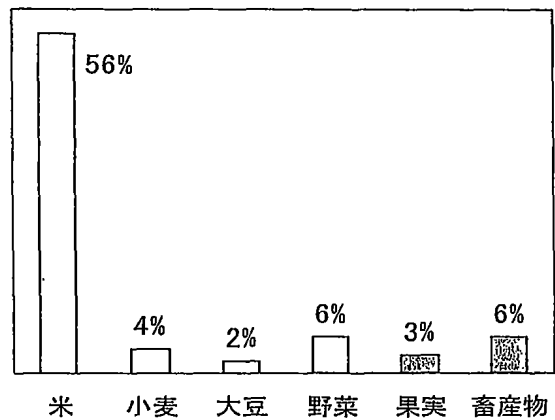
- 現行基本計画に示されている食料自給率には、①品目別自給率、②穀物自給率、③総合食料自給率の3種類があるが、それぞれに特徴がある。
- このうち、個々の品目に着目し、その自給度合いを示したものが品目別自給率であり、基礎的な食料である穀物に着目し、その自給度合いを示したのが穀物自給率である。

	計算方法	特 徴																		
品目別自給率	(例) 小麦の品目別自給率(平成15年度) $= \frac{\text{小麦の国内生産量 [86万トン]}}{\text{小麦の国内消費仕向量 [632万トン]}} \times 100$ = 14% (注) 食用だけでなく、種子用や飼料用等の非食用も含めた、全ての消費量と生産量との比率として示されている。	・ 個別の品目について、その自給度合いを示すもので、品目ごとの施策を講じていく上での目安としやすい。 主な品目の自給率(平成15年度) <table><tr><td>・米</td><td>95%</td><td>・野菜</td><td>82%</td><td>・肉類</td><td>54%</td></tr><tr><td>・小麦</td><td>14%</td><td>・果実</td><td>44%</td><td>・鶏卵</td><td>96%</td></tr><tr><td>・大豆</td><td>4%</td><td>・牛乳・乳製品</td><td>69%</td><td>・砂糖類</td><td>35%</td></tr></table>	・米	95%	・野菜	82%	・肉類	54%	・小麦	14%	・果実	44%	・鶏卵	96%	・大豆	4%	・牛乳・乳製品	69%	・砂糖類	35%
・米	95%	・野菜	82%	・肉類	54%															
・小麦	14%	・果実	44%	・鶏卵	96%															
・大豆	4%	・牛乳・乳製品	69%	・砂糖類	35%															
穀物自給率	○穀物自給率(平成15年度) $= \frac{\text{穀物の国内生産量 [1,000万トン]}}{\text{穀物の国内消費仕向量 [3,684万トン]}} \times 100$ = 27% (注) 米、小麦、大・裸麦、とうもろこし等。飼料用を含む。 ○主食用穀物自給率(平成15年度) $= \frac{\text{主食用穀物の国内生産量 [988万トン]}}{\text{主食用穀物の国内消費仕向量 [1,636万トン]}} \times 100$ = 60% (注) 米、小麦、大・裸麦のうち飼料用を除く。	・ 基礎的な食料である穀物という分類に着目し、穀物全体の自給度合いを示すもので、データの制約から総合食料自給率を計算できない国が多くあるため、国際比較を行う場合に用いられる。なお、食用穀物に着目して、その自給度合いを示したものが主食用穀物自給率である。 人口1億人以上の主な国の穀物自給率(2002年) <table><tr><td>・中国</td><td>101%(人口13.0億人)</td><td>・ブラジル</td><td>85%(同1.8億人)</td></tr><tr><td>・インド</td><td>91%(同10.5億人)</td><td>・ロシア</td><td>114%(同1.4億人)</td></tr><tr><td>・アメリカ</td><td>119%(同2.9億人)</td><td>・日本</td><td>27%(同1.3億人)</td></tr></table>	・中国	101%(人口13.0億人)	・ブラジル	85%(同1.8億人)	・インド	91%(同10.5億人)	・ロシア	114%(同1.4億人)	・アメリカ	119%(同2.9億人)	・日本	27%(同1.3億人)						
・中国	101%(人口13.0億人)	・ブラジル	85%(同1.8億人)																	
・インド	91%(同10.5億人)	・ロシア	114%(同1.4億人)																	
・アメリカ	119%(同2.9億人)	・日本	27%(同1.3億人)																	

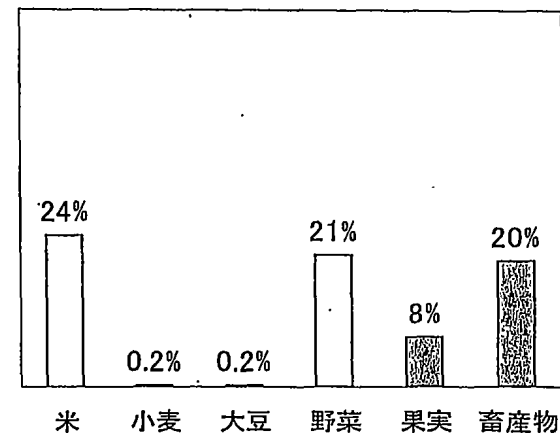
- 食料全体の自給度合いを見る場合は、内容や機能が異なる個々の食料の重量を単純に足し上げて計算するわけにはいかないため、多様な食料を共通の「ものさし」で総合化する総合食料自給率を示すことが必要であり、カロリーベースの総合食料自給率は、基礎的な栄養価であるカロリーに着目して国内消費のどの程度が国内の農業生産で賄われているかを表したものである。
- 他方、金額を「ものさし」としている金額ベースの総合食料自給率は、飼料の多くを輸入穀物に依存している畜産物及びカロリーの比較的低い野菜、果実の国内生産活動を適切に評価する等の特徴をもっている。

	計算方法	特 徴
カロリーベース の食料自給率 基準年(平成9年度) 41% ↓ 現状(平成15年度) 40%	カロリーベースの食料自給率(平成15年度) (供給熱量総合食料自給率) $= \frac{\text{国民1人1日当たり国産熱量 [1,029kcal]} }{\text{国民1人1日当たり供給熱量 [2,588kcal]} } \times 100$ $= 40\%$ (注) 畜産物の国産熱量は266kcalであるが、飼料自給率を乗じ、輸入飼料による熱量分の200kcalを控除している。 例) 鶏卵の自給率 × 鶏の飼料自給率 = 鶏卵のカロリー自給率 96% × 9.7% = 9.3%	・ 人間が生活する上で欠くことのできない基礎的な栄養価である<u>エネルギー（カロリー）がどの程度国産で賄えているかが分かる。</u> ・ 価格やコストによる影響を捨象した中で、客観的に生産量や消費量の動向を把握することができる。 ・ 飼料自給率を考慮する畜産物や、<u>カロリーが低い野菜、果実の生産活動が反映されにくい。</u>
金額ベース の食料自給率 基準年(平成9年度) 71% ↓ 現状(平成15年度) 70%	金額ベースの食料自給率(平成15年度) $= \frac{\text{食料の国内生産額 [10.6兆円]} }{\text{食料の国内消費仕向額 [15.2兆円]} } \times 100$ $= 70\%$ (注) 畜産物及び加工食品の国内生産額は5.8兆円であるが、輸入飼料及び輸入食品原料の額0.7兆円を控除している。	・ 畜産物、野菜、果実等の生産活動によって生み出される付加価値が反映される。 ・ 生産コスト低減の取組により国産品が選択され<u>生産量が増えても、国産単価が下がり、結果的に自給率に影響しないこともある。</u> ・ 単価が為替変動や関税の引き下げ等に左右されやすい。

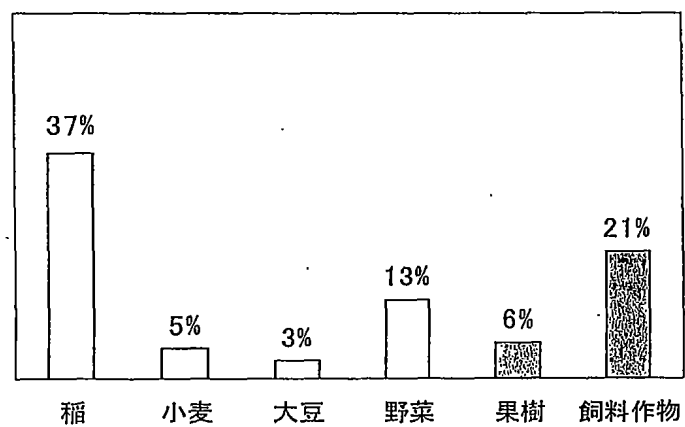
国産熱量(1,029kcal)に占める各品目のシェア



国内生産額(10.6兆円)に占める各品目のシェア



国内延べ作付面積(445万ha)に占める各品目のシェア

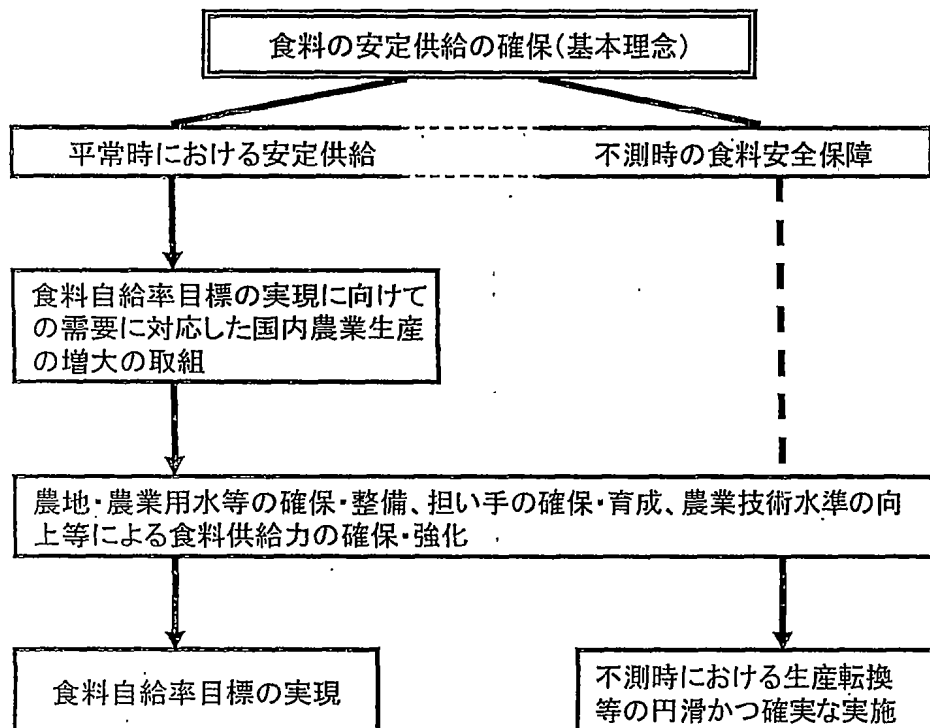


Ⅲ 食料供給力(自給力)について

1. 基本的な考え方

- 供給熱量ベース及び金額ベースのいずれの場合にも、食料自給率は、平時の食生活とそれを前提とした国内生産を反映したものであり、量より質を求める消費者ニーズや、無駄や廃棄を伴う食生活の在り方に左右される面がある。したがって、食料自給率の水準は、国内農業が不測の事態においても国民に最低限度必要な食料を供給できるかどうかを直接的に示すものではない。
- 一方、食料自給率の目標を策定し、その達成に向けて、必要な農地、農業用水等の農業資源の確保、農業の担い手の確保及び育成、農業技術水準の向上等を図ることは、国民が最低限度必要とする食料の供給の確保につながるものであり、これらの取組を通じて食料供給力の確保を図っていくことが重要である。

○ 食料自給率と不測時の食料安全保障



○ 食料・農業・農村基本計画における食料供給力の考え方

食料・農業・農村基本計画(平成12年3月24日閣議決定)(抄)

第2 食料自給率の目標

1 基本的考え方

(1) 食料自給率の目標の意義

(略)

さらに、食料自給率の目標を策定し、平常時において、その達成に向けて、必要な農地、農業用水等の農業資源の確保、農業の担い手の確保及び育成、農業技術水準の向上等を図ることは、我が国の食料供給力を向上させ、国内外における不作、国際紛争による農産物の輸入の大幅な減少や途絶等の不測の事態が生じた場合に、国民が最低限度必要とする食料の供給の確保を図ることにつながるものである。

○ なお、国内における需給が長期間にわたり著しくひっ迫するような不測の事態が発生し、国民が最低限度必要とする食料を確保するため必要があるときは、不測時の食料安全保障マニュアルや関係法令等に基づき、

① 熱量効率の高い作物への生産転換等による食料の増産

② 必要な物資について割当て・配給

等の措置を講ずることとしており、平素からそのための体制を点検・整備しておくことが必要である。

○ また、新たな基本計画の策定時においても、不測の事態における食料供給力を検証する指標として、熱量効率を最大化した場合の国内生産のみによる供給可能熱量の試算を示していくことが適当。

○ 不測時の食料安全保障マニュアル（平成14年3月策定）の概要

事態の深刻度（レベル）に応じ国民が最低限度必要とする食料の供給の確保が図られるよう、以下の取組を実施。

○ レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合（レベル0）

- (1) 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供
- (2) 備蓄の活用及び輸入先の多角化・代替品輸入の確保
- (3) 規格外品の出荷・流通や廃棄の抑制など食品産業事業者等の取組の促進
- (4) 価格動向等の調査・監視、関係事業者への要請、指導 等

○ 特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合（レベル1）

- (1) 緊急増産
（国民生活安定緊急措置法）
- (2) 適正な流通の確保のための売渡し、輸送、保管に関する指示等
（国民生活安定緊急措置法、買占め等防止法、食糧法）
- (3) 標準価格の設定等の価格の規制
（国民生活安定緊急措置法） 等

○ 1人1日当たり供給熱量が2,000kcalを下回ると予測される場合（レベル2）

- (1) 熱量確保を優先した生産転換
（国民生活安定緊急措置法）
- (2) 既存農地以外の土地の利用
土地利用に関する法令の規定に基づき、既存農地以外の土地であって比較的容易に食料生産を行い得る土地（原野等）において食料生産を実施
- (3) 割当て、配給及び物価統制の実施
（国民生活安定緊急措置法、食糧法、物価統制令）
- (4) 石油の供給が減少する場合の農林漁業者への優先的な供給
（石油需給適正化法） 等

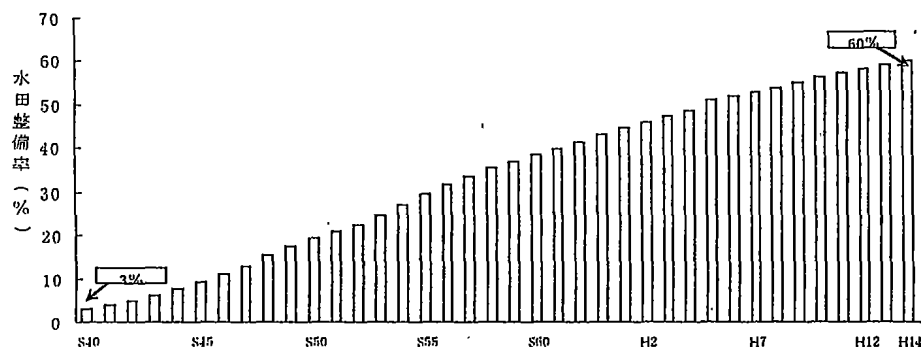
○ 価格・流通の安定対策に係る法令の概要

法令名	措置の概要	発動実績
買占め等防止法	・買占め又は売惜しみを行う事業者に対する売渡しの指示・命令	第一次石油危機時（昭48～49年）に24物資（食料関係は、大豆、大豆油、大豆かす、醤油、精製糖の5物資）が指定。
国民生活安定緊急措置法	・標準価格、特定標準価格の設定（これを超えて販売する事業者に対する価格引下げの指示） ・生産・輸入・保管等の指示 ・割当て・配給、使用・譲渡制限等	第一次石油危機時（昭49年）に4物資（食料関係はなし）について標準価格を設定。
物価統制令	・統制額の設定（これを超える取引の禁止）	終戦直後に最高時で約1万件が指定されたが、順次解除され、現在は公衆浴場入浴料金のみ指定。
食糧法	・米穀の出荷・販売事業者に対する譲渡、保管等に関する命令 ・米穀の生産者に対する売渡しの指示 ・米穀の割当て・配給、使用・譲渡制限等	なし

2. 農地

- 農地・農業用水等の農業資源は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、また、食料の安定供給及び農業の有する多面的機能の発揮の基盤をなすものであるが、一度荒廃するとその復旧は非常に困難な性質を有している。
- このうち、農地については、水田、畑の整備率の着実な向上や農業技術の進展もあって、農地の単位面積当たりの生産力は増大しているものの、耕地面積は耕作放棄や住宅地等への転用等により減少してきている。
また、延べ作付け面積や耕地の利用度を表す耕地利用率も低下傾向にある。
- このため、①担い手への農地の利用集積の促進、②耕作放棄地の解消・抑制のための措置の強化、③農地の効率的利用のための新規参入の促進、④農業生産基盤の整備等により農地の確保と有効利用を促進していく必要がある。

○水田整備率の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「土地改良総合計画補足調査報告」、「土地利用基盤整備基本調査」、「農用地建設業務統計」による推計

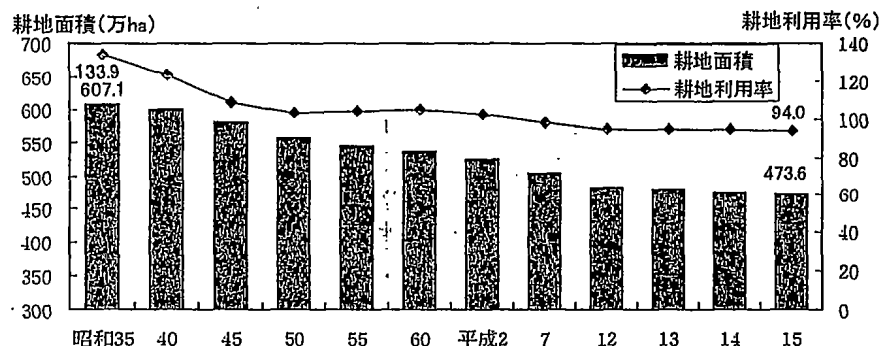
注：水田整備率とは、標準区画程度以上に整備された水田の面積の割合である。

○現行基本計画における延べ作付け面積、耕地利用率及び農地面積

	平成9年	平成15年	(基本計画) 平成22年
延べ作付け面積(万ha)	472	445	495
耕地利用率(%)	95	94	105
農地面積(万ha)	495	474	470

資料：食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定）、農林水産省「耕地及び作付面積統計」

○耕地面積と耕地利用率の推移

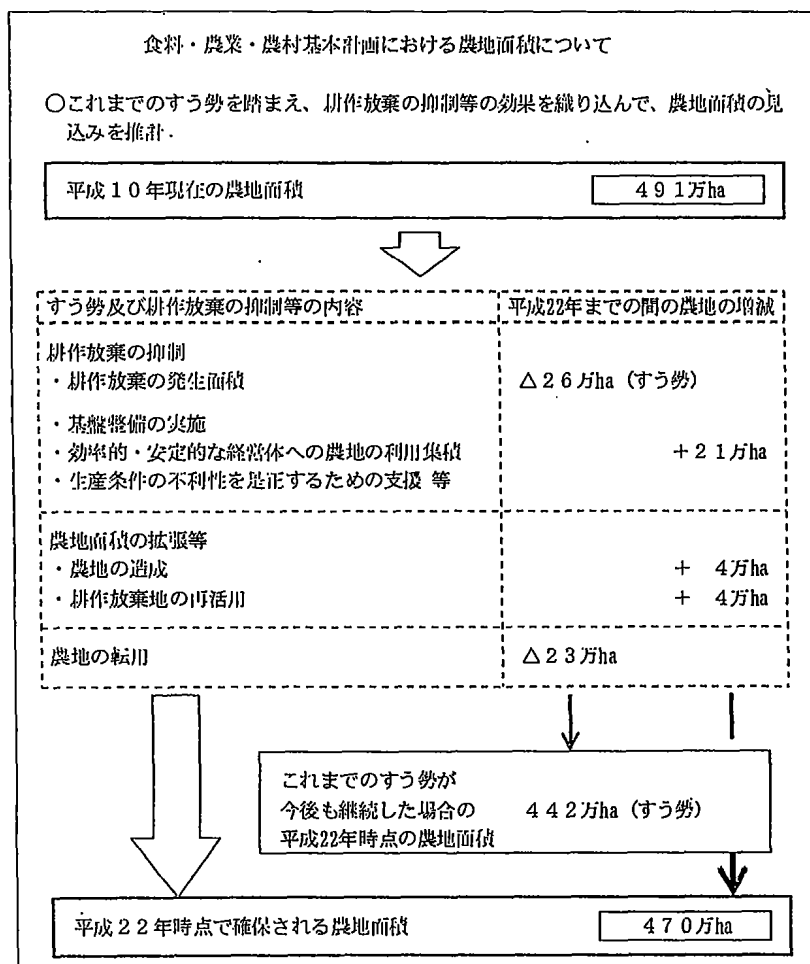


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

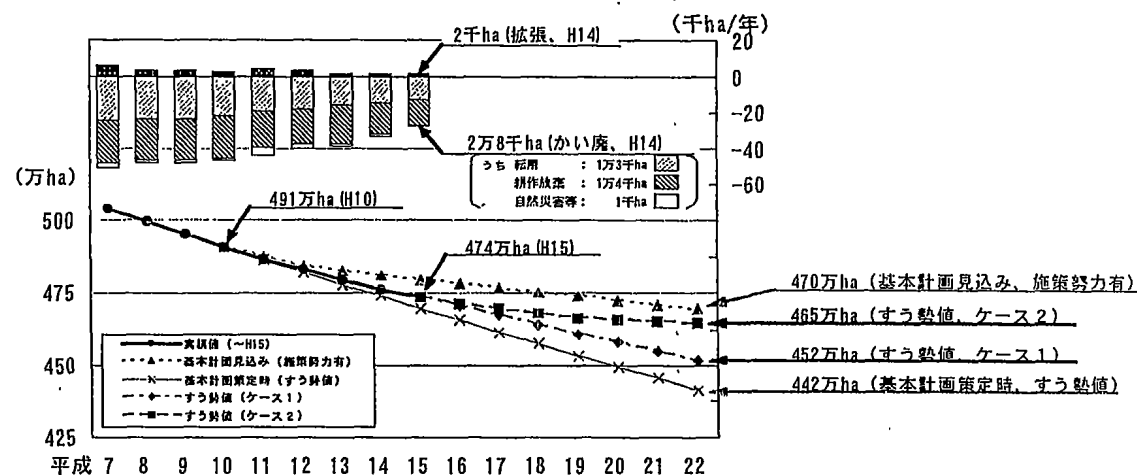
注：耕地利用率(%) = (延べ作付け面積/耕地面積) × 100

- 現行の基本計画においては、農地面積(耕地面積)について、すう勢を踏まえるとともに、耕作放棄の抑制に資する施策の効果等を織り込んで、平成22年の面積を470万haと見込んでいるところ。
- 農地面積(耕地面積)については、農地の確保に資する政策の実施状況及びその施策効果を検証する指標として、新たな基本計画においても、平成27年における農地面積(耕地面積)の見込みを示すことが適当。

○現行基本計画における農地面積(耕地面積)の見込みの考え方



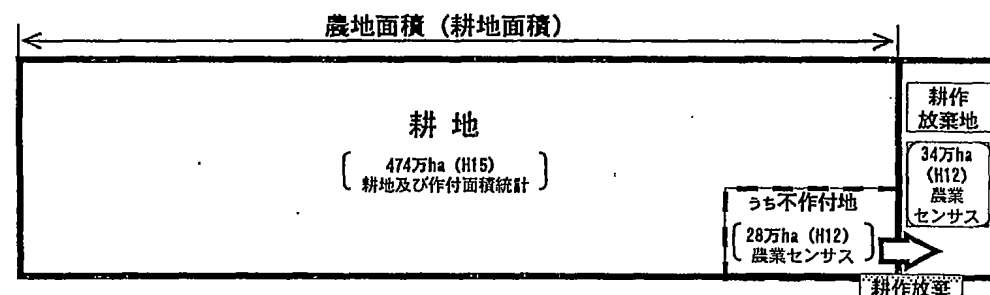
○現行基本計画における農地面積(耕地面積)のすう勢と見込み



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」、第6回食料・農業・農村政策審議会企画部会提出資料

- 注: 1) 拡張、かい廃については、当年7月15日から翌年7月14日までの期間に発生した面積
2) ケース1は、平成12～15年の3年間の減少面積の平均と同程度の面積が今後毎年減少するものと見込んだ場合。
3) ケース2は、最近の農地面積の減少のペースの鈍化傾向を見込んで試算した場合。

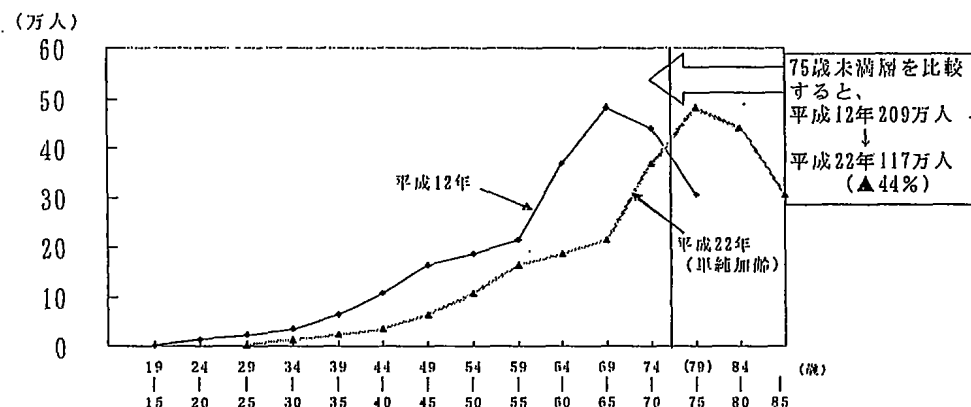
○耕地と耕作放棄地等の関係



3. 農業の担い手

- 農業従事者については、減少と高齢化が進行している。
- 特に、土地利用型農業において農業経営の規模拡大が遅れており、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保や新規就農の受入れも十分に進んでいない。
- 今後、農業構造の改革を加速化させるため、新たな基本計画の策定と併せて、望ましい農業構造の姿や主な経営形態の将来展望（「農業構造の展望」「農業経営の展望」）を新たに提示した上で、効率的かつ安定的な農業経営や、これを目指して経営改善に取り組む農業経営、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展することが見込まれる集落営農といった担い手の明確化と支援施策の集中化・重点化を推進していく必要がある。

○ 年齢別基幹的農業従事者数（全ての階層を10年単純に加齢させた場合）



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：基幹的農業従事者数：農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者

○ 水田作の主業農家がいる水田集落の割合

	水田集落数	うち 主業農家が 一戸でもある集落	割合 (%)
全 国	80,086	39,744	50
都市的地域	17,772	7,766	44
平地農業地域	24,083	15,959	66
中間農業地域	24,503	11,344	46
山間農業地域	13,728	4,675	34

資料：農林水産省「農林業センサス」

注1)水田作とは、稲作一位経営である。

2)主業農家とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、一年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家。

3)水田集落とは、総耕地面積に対する水田の割合が70%以上の農業集落。

○ 農家一戸当たりの平均経営規模（経営部門別）の推移

	昭35年 (A)	50	60	平14 (B)	(B/A)
経営耕地					
北海道	3.54ha	6.76	9.28	16.75	4.7 (14/35)
都府県	0.77ha	0.8	0.83	1.22	1.6 (14/35)
部門別(全国)					
水稻(a)	55.3	60.1	60.8	85.3	—
乳用牛(頭)	2.0	11.2	25.6	55.7	27.9
肉用牛(頭)	1.2	3.9	8.7	27.2	22.7
養豚(頭)	2.4	34.4	129	961.2	400.5

資料：経営耕地、水稻については「農林業センサス」、農業構造動態調査、畜産部門については「畜産統計」、「家畜の飼養動向」

注：1) 水稻の14年の数値は販売目的で水稻を作付けした農家の数値である。

2) 平成14年の数値は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）の数値である。

○ 認定農業者数の推移

	平成12年	13年	14年	15年	16年	16年8月末
認定農業者数 (うち法人)	145,057 (4,950)	149,931 (5,319)	162,791 (5,846)	171,746 (6,444)	182,345 (7,132)	187,422 (7,400)

資料：農林水産省経営局調べ

注：各年3月末時点の数値である。

4. 農業技術

- 農業技術の向上は、生産性向上や農産物の高品質化等に寄与している。
- 例えば、水稻及び酪農では、生産基盤の整備、規模拡大の進展等と並行して、品種・家畜改良、栽培・飼養管理技術の向上、各種農業機械化技術の開発等により、単位面積当たり(1頭当たり)の生産量の増加、労働時間の減少が進んだ。
- このため、今後においても、新たな基本計画の策定と併せて、新たな「研究・技術開発の展望」を示すことにより、研究・技術開発の目標を明確化し、具体的な技術の確立に向けた戦略を定め、生産現場のニーズに直結した新技術の開発と生産現場への導入・定着の迅速化を図る必要がある。

○ 農業技術に関する指標

		昭和40年	50年	60年	平成10年	15年
水 稲	単 収 (10a当たり)	403kg (100)	450 (112)	481 (119)	507 (126)	524 (130)
	労 働 時 間 (10a当たり)	141.0時間 (100)	81.5 (58)	55.1 (39)	35.0 (25)	30.6 (22)
酪 農	生 乳 生 産 量 (搾乳牛1頭 当たり)	4,592kg (100)	5,045 (110)	6,549 (143)	8,317 (181)	8,834 (192)
	労 働 時 間 (搾乳牛1頭 当たり)	467時間 (100)	212 (45)	151 (32)	122 (26)	116 (25)

資料：農林水産省「農業経営統計調査」

注：搾乳牛1頭当たり生乳生産量については、昭和60年以前の数値は乳脂率3.2%換算乳量、平成10年以降の数値は3.5%換算乳量である。

○ 技術開発における対応方向例

○ 構造改革に対応し、次世代の担い手を支える技術

- ・ 地域の条件を活かした高生産性水田・畑輪作システムの開発
- ・ 高収益型園芸生産システムの開発

○ 安全・安心を確保し、消費者や実需者ニーズにあった農林水産物・食品を供給する技術

- ・ 安全性のリスク分析に資する手法の開発
- ・ 信頼確保に資する技術の開発
- ・ 機能性の解明

○ 先端技術等を活用した革新的生産技術

- ・ ゲノム情報等先端的知見の活用による農林水産物の開発
- ・ IT活用による高度生産管理システムの開発
- ・ 自動化技術等を応用した軽労・省力・安全生産システムの開発